



鳥取県公報

平成14年2月28日(木)

号外第26号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則 (3)(医務薬事課)	1
人委規則	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (1)(給与課)	11

==== 公布された規則のあらまし ====

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

1 次に掲げる規則について、「保健婦助産婦看護婦法」とあるのを「保健師助産師看護師法」に改める等
所要の改正を行うこととした。

- (1) 職員の職の設置等に関する規則
- (2) 鳥取県行政組織規則
- (3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
- (4) 生活保護法施行細則
- (5) 災害救助法施行細則
- (6) 鳥取県身体障害者福祉法施行細則
- (7) 鳥取県児童福祉法施行細則
- (8) 医療法施行細則
- (9) 保健婦助産婦看護婦法施行細則
- (10) 鳥取県立鳥取看護専門学校学則
- (11) 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則
- (12) 看護職員修学資金貸付規則
- (13) 栄養改善法施行細則
- (14) 母体保護法施行細則
- (15) 鳥取県事務処理権限規則

2 この規則は、平成14年3月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正は、平成14年4月1
日から施行することとした。

規 則

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成14年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第3号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(職員の職の設置等に関する規則等の一部改正)

第1条 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規則名	条項	改正前	改正後
職員の職の設置等に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)	別表第3号	総婦長・婦長	総看護師長・看護師長
		看護婦・看護師・准看護婦・准看護士・保健婦・保健士	看護師・准看護師・保健師
鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)	第18条の表	鳥取県准看護婦試験委員	鳥取県准看護師試験委員
		保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
		准看護婦試験の	准看護師試験の
	第71条の3第2項	保健婦等	保健師等
	第71条の8第1項	看護婦及び看護師	看護師
第71条の8第2項	看護婦及び看護師、保健婦並びに助産婦	看護師、保健師及び助産師	
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年鳥取県規則第12号)	様式第3号	看護婦 附添婦 その他	看護師 付添人 その他
		保健婦、保健士、看護婦、 看護師	保健師、看護師
		准看護婦、准看護師	准看護師
生活保護法施行細則(昭和28年鳥取県規則第70号)	様式第13号	助産婦氏名	助産師氏名
	様式第22号	昭和 年 月 日	年 月 日
		看護婦 准看護婦	看護師 准看護師
	様式第37号の(表)	昭和 年 月 日	年 月 日
		助産婦住所、氏名	助産師住所氏名
		指定助産婦	指定助産師
		助産婦注意事項	助産師注意事項

		昭和 年 月 日	年 月 日						
	様式第37号の(裏)	助産婦	助産師						
災害救助法施行細則 (昭和35年鳥取県規則第10号)	別表第1第4号の(1)イ	看護婦等	看護師等						
	別表第1第4号の(2)ウ	助産婦	助産師						
	別表第2第1号の(1)ウ及び(2)ウ	保健婦、助産婦及び看護婦	保健師、助産師及び看護師						
鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)	様式第7号の2の注	保健婦、看護婦	保健師、看護師						
鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)	様式第4号	看護婦	看護師						
医療法施行細則(昭和32年鳥取県規則第23号)	第5条の見出し	助産婦	助産師						
	第1号様式	<table border="1"> <tr> <td>看護婦</td> <td>准看護婦</td> <td>助産婦</td> </tr> </table>	看護婦	准看護婦	助産婦	<table border="1"> <tr> <td>看護師</td> <td>准看護師</td> <td>助産師</td> </tr> </table>	看護師	准看護師	助産師
		看護婦	准看護婦	助産婦					
	看護師	准看護師	助産師						
	<table border="1"> <tr> <td>29 看護婦 宿舎</td> </tr> </table>	29 看護婦 宿舎	<table border="1"> <tr> <td>29 看護師 宿舎</td> </tr> </table>	29 看護師 宿舎					
	29 看護婦 宿舎								
	29 看護師 宿舎								
	第2号様式	<table border="1"> <tr> <td>看護婦</td> <td>准看護婦</td> <td>助産婦</td> </tr> </table>	看護婦	准看護婦	助産婦	<table border="1"> <tr> <td>看護師</td> <td>准看護師</td> <td>助産師</td> </tr> </table>	看護師	准看護師	助産師
		看護婦	准看護婦	助産婦					
		看護師	准看護師	助産師					
	<table border="1"> <tr> <td>看護婦 室</td> </tr> </table>	看護婦 室	<table border="1"> <tr> <td>看護師 室</td> </tr> </table>	看護師 室					
	看護婦 室								
看護師 室									
昭和 年 月 日	年 月 日								
第3号様式	<table border="1"> <tr> <td>助産婦</td> </tr> </table>	助産婦	<table border="1"> <tr> <td>助産師</td> </tr> </table>	助産師					
	助産婦								
助産師									
昭和 年 月 日	年 月 日								
第3号様式の注2	助産婦	助産師							
第5号様式	助産婦の	助産師の							
	保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦	保健師、助産師、看護師、准看護師							
昭和 年 月 日	年 月 日								
第5号様式の注	助産婦に	助産師に							
	助産婦名簿の写し	助産師免許証の写し又は助産婦名簿の謄本							
第6号様式									

		<table border="1"> <tr> <td>看護婦</td> <td>准看護婦</td> <td>助産婦</td> </tr> </table>	看護婦	准看護婦	助産婦	<table border="1"> <tr> <td>看護師</td> <td>准看護師</td> <td>助産師</td> </tr> </table>	看護師	准看護師	助産師
看護婦	准看護婦	助産婦							
看護師	准看護師	助産師							
		看護婦室	看護師室						
		昭和 年 月 日	年 月 日						
第7号様式		<table border="1"> <tr> <td>6 業務に従事する助産婦</td> </tr> </table>	6 業務に従事する助産婦	<table border="1"> <tr> <td>6 業務に従事する助産師</td> </tr> </table>	6 業務に従事する助産師				
6 業務に従事する助産婦									
6 業務に従事する助産師									
		婦	師						
		助産婦	助産師						
		昭和 年 月 日	年 月 日						
第7号様式の注		助産婦	助産師						
第14号様式		昭和 年 月 日	年 月 日						
第14号様式の注1		管理者にしようとする者の医師（歯科医師）免許証の写し	病院又は診療所にあつては、管理者にしようとする者の医師免許証又は歯科医師免許証の写し						
第14号様式の注2		助産所の場所は管理者にしようとする者の助産婦名簿謄本	助産所にあつては、管理者にしようとする者の助産師免許証の写し又は助産婦名簿の謄本						
第17号様式		<table border="1"> <tr> <td>看護婦</td> <td>准看護婦</td> <td>助産婦</td> </tr> </table>	看護婦	准看護婦	助産婦	<table border="1"> <tr> <td>看護師</td> <td>准看護師</td> <td>助産師</td> </tr> </table>	看護師	准看護師	助産師
看護婦	准看護婦	助産婦							
看護師	准看護師	助産師							
		昭和 年 月 日	年 月 日						
第18号様式		<table border="1"> <tr> <td>看護婦 宿 舎</td> </tr> </table>	看護婦 宿 舎	<table border="1"> <tr> <td>看護師 宿 舎</td> </tr> </table>	看護師 宿 舎				
看護婦 宿 舎									
看護師 宿 舎									
保健婦助産婦看護婦法施行細則（昭和56年鳥取県規則第68号）	題名	保健婦助産婦看護婦法施行細則	保健師助産師看護師法施行細則						
	第1条	保健婦助産婦看護婦法（	保健師助産師看護師法（						

	保健婦助産婦看護婦法施行令	保健師助産師看護師法施行令
	保健婦助産婦看護婦法施行規則	保健師助産師看護師法施行規則
第2条の見出し	准看護婦免許申請書	准看護師免許申請書
第2条	准看護婦免許	准看護師免許
第3条(見出しを含む。)	准看護婦免許証	准看護師免許証
第4条の見出し	准看護婦籍訂正申請書	准看護師籍訂正申請書
第4条	准看護婦籍	准看護師籍
第5条の見出し	准看護婦籍登録抹消申請書	准看護師籍登録抹消申請書
第5条並びに第6条の見出し及び同条第1項	准看護婦籍	准看護師籍
第7条の見出し	准看護婦免許証書換交付申請書	准看護師免許証書換え交付申請書
第7条	准看護婦免許証の書換交付	准看護師免許証の書換え交付
第8条(見出しを含む。) 及び第9条の見出し	准看護婦免許証	准看護師免許証
第9条	准看護婦免許証の	准看護師免許証の
	准看護婦免許証返納書	准看護師免許証返納書
第10条の見出し	准看護婦試験受験願書	准看護師試験受験願書
第10条	准看護婦試験	准看護師試験
第11条の見出し	准看護婦試験合格証書	准看護師試験合格証書
第11条	准看護婦試験	准看護師試験
第12条の見出し	准看護婦試験合格証明書	准看護師試験合格証明書
第12条	准看護婦試験	准看護師試験
第13条	保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦	保健師、助産師、看護師又は准看護師
様式第1号	准看護婦免許申請書	准看護師免許申請書
	准看護婦免許を	准看護師免許を
	保健婦助産婦看護婦法施行令	保健師助産師看護師法施行令
	本籍	本籍地都道府県名(国籍)
	年 月 日生	年 月 日生(性別)
	准看護婦試験合格受験番号	准看護師試験合格受験番号
	准看護婦の	准看護師の
様式第2号	准看護婦免許証	准看護師免許証
	本籍地	本籍地都道府県名(国籍)
	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
	准看護婦の	准看護師の
様式第3号	准看護婦籍訂正申請書	准看護師籍訂正申請書
	准看護婦籍の	准看護師籍の
	保健婦助産婦看護婦法施行令	保健師助産師看護師法施行令

		<table border="1"> <tr> <td>本 籍</td> <td>本籍地都道府県名</td> </tr> <tr> <td>・氏 名</td> <td>(国籍)・氏 名</td> </tr> </table>	本 籍	本籍地都道府県名	・氏 名	(国籍)・氏 名								
本 籍	本籍地都道府県名													
・氏 名	(国籍)・氏 名													
様式第4号	准看護婦籍登録抹消申請書 准看護婦籍の 保健婦助産婦看護婦法施行令 准看護婦免許証	准看護師籍登録抹消申請書 准看護師籍の 保健師助産師看護師法施行令 准看護師免許証												
様式第5号	准看護婦籍登録抹消申請書 准看護婦が 失 ^そ う宣告を 准看護婦籍の 保健婦助産婦看護婦法施行令 <table border="1"> <tr> <td>准 看 護 婦 の 氏 名</td> <td>准 看 護 師 の 氏 名</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>死亡(失^そう宣告)年月日</td> <td>死亡(失^そう宣告)年月日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>申請者と准看護婦との続柄</td> <td>申請者と准看護師との続柄</td> </tr> </table>	准 看 護 婦 の 氏 名	准 看 護 師 の 氏 名	死亡(失 ^そ う宣告)年月日	死亡(失 ^そ う宣告)年月日	申請者と准看護婦との続柄	申請者と准看護師との続柄	准看護師籍登録抹消申請書 准看護師が 失 ^そ う宣告を 准看護師籍の 保健師助産師看護師法施行令 <table border="1"> <tr> <td>准 看 護 師 の 氏 名</td> <td>准 看 護 師 の 氏 名</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>死亡(失^そう宣告)年月日</td> <td>死亡(失^そう宣告)年月日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>申請者と准看護師との続柄</td> <td>申請者と准看護師との続柄</td> </tr> </table>	准 看 護 師 の 氏 名	准 看 護 師 の 氏 名	死亡(失 ^そ う宣告)年月日	死亡(失 ^そ う宣告)年月日	申請者と准看護師との続柄	申請者と准看護師との続柄
准 看 護 婦 の 氏 名	准 看 護 師 の 氏 名													
死亡(失 ^そ う宣告)年月日	死亡(失 ^そ う宣告)年月日													
申請者と准看護婦との続柄	申請者と准看護師との続柄													
准 看 護 師 の 氏 名	准 看 護 師 の 氏 名													
死亡(失 ^そ う宣告)年月日	死亡(失 ^そ う宣告)年月日													
申請者と准看護師との続柄	申請者と准看護師との続柄													
様式第6号	准看護婦免許証書換交付申請書 准看護婦免許証の 書換交付を 保健婦助産婦看護婦法施行令 <table border="1"> <tr> <td>本 籍</td> <td>本籍地都道府県名</td> </tr> <tr> <td>・氏 名</td> <td>(国籍)・氏 名</td> </tr> </table>	本 籍	本籍地都道府県名	・氏 名	(国籍)・氏 名	准看護師免許証書換え交付申請書 准看護師免許証の 書換え交付を 保健師助産師看護師法施行令 <table border="1"> <tr> <td>本 籍</td> <td>本籍地都道府県名</td> </tr> <tr> <td>・氏 名</td> <td>(国籍)・氏 名</td> </tr> </table>	本 籍	本籍地都道府県名	・氏 名	(国籍)・氏 名				
本 籍	本籍地都道府県名													
・氏 名	(国籍)・氏 名													
本 籍	本籍地都道府県名													
・氏 名	(国籍)・氏 名													
様式第7号	准看護婦免許証再交付申請書 准看護婦免許証を (き損)した 保健婦助産婦看護婦法施行令	准看護師免許証再交付申請書 准看護師免許証を (損傷)した 保健師助産師看護師法施行令												

		亡失(き損)年月日	亡失(損傷)年月日
	様式第8号	准看護師免許証返納書	准看護師免許証返納書
		准看護師免許証を	准看護師免許証を
		准看護師免許を	准看護師免許を
		保健婦助産婦看護婦法施行令	保健師助産師看護師法施行令
	様式第9号	准看護師試験受験願書	准看護師試験受験願書
		准看護師試験を	准看護師試験を
		保健婦助産婦看護婦法施行規則	保健師助産師看護師法施行規則
		本籍	本籍地都道府県名(国籍)
	様式第10号	准看護師試験合格証書	准看護師試験合格証書
		本籍地	本籍地都道府県名(国籍)
		准看護師試験に	准看護師試験に
	様式第11号	准看護師試験合格証明書交付申請書	准看護師試験合格証明書交付申請書
准看護師試験合格証明書の		准看護師試験合格証明書の	
保健婦助産婦看護婦法施行規則		保健師助産師看護師法施行規則	
		准看護師試験合格証書	准看護師試験合格証書
鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)	第1条	看護婦及び看護師	看護師
鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)	第1条	看護婦及び看護師、保健婦並びに助産婦	看護師、保健師及び助産師
	第10条第2号	准看護師免許若しくは准看護師免許	准看護師免許
		准看護師若しくは准看護師	准看護師
	第10条第3号	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
		該当する者	該当する者(女子に限る。以下同じ。)
	別表第2第2看護学科の項第1号	准看護師免許証又は准看護師免許証	准看護師免許証
		保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
		准看護師養成所	准看護師養成所
	別表第2保健助産学科の項第1号	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
		一に	いずれかに

	別表第2 保健助産学科の項 第2号	保健婦助産婦看護婦法 看護婦養成所	保健師助産師看護師法 看護師養成所
	様式第2号	性 別 男・女	性 別
		中 学 校 高 等 学 校 大 学 准看護婦養成所 看護婦養成所	高 等 学 校 大 学 准看護師養成所 看護師養成所
		1 本校志望の理由 2 得意な看護 3 免許	1 本校志望の理由 2 得意な学科及び趣味 等 3 免許
		小児看護、母性看護、成人 看護、その他()	
様式第2号の注2	その他の2及び3の欄は、 看護婦若しくは看護師又は 准看護婦若しくは准看護師	その他の欄の3は、看護師 又は准看護師	
看護職員修学資金貸 付規則(昭和37年鳥 取県規則第69号)	第2条第1号	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
		保健婦	保健師
		助産婦	助産師
		看護婦、	看護師又は
		准看護婦、法第59条の2に 規定する保健士又は法第60 条に規定する看護師若しく は准看護師	准看護師
	第2条第2号ア	保健婦養成所	保健師養成所
	第2条第2号イ	助産婦養成所	助産師養成所
	第2条第2号ウ	看護婦養成所	看護師養成所
	第2条第2号エ	准看護婦養成所	准看護師養成所
第3条第1号	看護婦(看護師を含む。以 下同じ。)	看護師	
第13条第3号及び第4号	助産婦	助産師	

	様式第18号の2	保健婦	保健師
		保健婦(士) 助産婦 看護婦(士) 准看護婦(士)(登	保健師 助産師 看護師 准看護師(登録都道
		録都道府県名:)	府県名:)
		准看護婦免許証	准看護師免許証
栄養改善法施行細則 (昭和27年鳥取県規則第90号)	第4条	保健婦	保健師
母体保護法施行細則 (昭和27年鳥取県規則第82号)	別記様式第1号から別記様式第7号まで、別記様式第11号及び別記様式第12号	助産婦、保健婦又は看護婦	助産師、保健師又は看護師

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前								
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係) 個別事項に係る事務処理権限				別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係) 個別事項に係る事務処理権限								
所 属 名	事 項	事務処理権限の区分				所 属 名	事 項	事務処理権限の区分				
		専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者				専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者		
	種 類	知 事	地方機関の長又は総合事務所の局長	地方機関の長又は総合事務所の局長	地方機関の長又は総合事務所の局長		種 類	知 事	地方機関の長又は総合事務所の局長	地方機関の長又は総合事務所の局長	地方機関の長又は総合事務所の局長	
略				略								
医療 薬 事 課	一 略					医療 薬 事 課	一 略					
	二 医療施設 行令(昭和 23年政令第 326号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同令第4条第1項 の規定による病院を 開設した者、医師及 び歯科医師でない者 で診療所を開設した もの若しくは助産師 でない者で助産所を 開設したものからの 住所等の変更の届出 の受理、同条第2項 の規定による診療所 に療養病床を設けた 者からの療養病床に					二 医療施設 行令(昭和 23年政令第 326号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同令第4条の規定 による医師又は歯科 医師でない者で診療 所を開設したもの又は 助産師でない者で 助産所を開設したも のからの住所等の変 更の届出の受理、診 療所に療養型病床群 を設けた者からの療 養型病床群に係る病 床数等の変更の届出 の受理又は診療所を				

3-7 略		3-7 略			
二十二 略		二十三 略			
二十三 略		二十四 略			
二十四 略		二十五 略			
二十五 略		二十六 略			
二十六 略		二十七 略			
二十七 略		二十八 略			
二十八 略		二十九 略			
二十九 略		三十 略			
三十 略		三十一 略			
三十一 略		三十二 略			
三十二 略		三十三 略			
三十三 略		三十四 略			
三十四 略		三十五 略			
三十五 略		三十六 略			
三十六 略		三十七 略			
三十七 略		三十八 略			
三十八 略		三十九 略			
三十九 略		四十 略			
健康対策課	一-六 略	健康対策課	一-六 略		
	七 母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく知事の権限に属する事務		1 同法第15条第1項の規定による受胎調節の実地指導を行なう者の指定及び同条第2項の規定によるその指定を受ける助産師等に係る講習の認定	七 母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第15条の規定による受胎調節の実地指導を行なう者の指定及びその指定を受ける助産師等に係る講習の認定
	2 略		2 略		
八-二十二 略		八-二十二 略			
略		略			

附 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。ただし、第1条の表職員の職の設置等に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の項に掲げる改正は、平成14年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年2月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第1号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が

	(4) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 ウ 海上保安大学校本科の卒業 エ アからウまでに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	略	
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 エ 航空保安大学校本科の卒業 オ 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 カ アからオまでに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 短大1卒	エ 略 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	略
	(2) 高校3卒	略
	(3) 高校2卒	エ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

	(7) 新大4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 海上保安大学校本科の卒業 ウ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 エ アからウまでに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(8) 旧大卒	ア 旧大学令による3年制の大学の卒業 イ 学校教育法による大学の専攻科の卒業 ウ ア又はイに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	略	
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 エ 航空保安大学校本科の卒業 オ 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 カ アからオまでに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 旧専5卒	ア 旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による医学専門学校(修業年限5年のものに限る。)の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(4) 旧専4卒	ア 旧専門学校令による4年制の専門学校の卒業 イ 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による高等師範学校又は女子高等師範学校の卒業 ウ ア又はイに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(5) 旧専3卒	ア 旧専門学校令による3年制の専門学校の卒業 イ 旧師範教育令による師範学校又は青年師範学校の本科(修業年限3年のものに限る。)の卒業 ウ ア又はイに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(6) 進専2卒	エ 旧師範学校規程(明治40年文部省令第12号)による師範学校の卒業 イ 略 ウ ア又はイに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 新高4卒	略
	(2) 新高3卒	略
	(3) 旧中5卒	エ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による5年制(「高小卒」を入学資格とする3年制のものを含む。)の中学校、高等女子学校又は実業学校の卒業 イ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 ウ ア又はイに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(4) 旧中4卒	ア 旧中等学校令による4年制(「高小卒」を入学資格とする2年制のものを含む。)の中学校、高等女子学校又は実業学校の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	(1) 新高1卒	ア 海員学校(「新中卒」を入学資格とする修業年限1年又は2年のものに限る。)の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 新中卒	ア 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 高小卒	ア 旧小学校令(明治33年勅令第344号)による小学校又は旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科の修了 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(4) 小学卒	ア 旧小学校による小学校尋常科又は旧国民学校令による国民学校初等科の修了 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」には、それぞれ保健師助産師看護師法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の

保健婦助産婦看護婦法第22条第1号の学校及び同条第2号の准看護婦養成所を含む。

別表第3(第2条関係)

修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分		調 整 年 数					
基 準 学 歴	基 準 修 学 年 数	学 歴 区 分	修 学 年 数	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	(+)5年	(+)7年	(+)9年	(+)12年
		修士課程修了	18年	(+)2年	(+)4年	(+)6年	(+)9年
		大学6卒	18年	(+)2年	(+)4年	(+)6年	(+)9年
		大学専攻科卒	17年	(+)1年	(+)3年	(+)5年	(+)8年
		大学4卒	16年		(+)2年	(+)4年	(+)7年
短大卒	14年	短大3卒	15年	(-)1年	(+)1年	(+)3年	(+)6年
		短大2卒	14年	(-)2年		(+)2年	(+)5年
		短大1卒	13年	(-)3年	(-)1年	(+)1年	(+)4年
高校卒	12年	高校専攻科卒	13年	(-)3年	(-)1年	(+)1年	(+)4年
		高校3卒	12年	(-)4年	(-)2年		(+)3年
		高校2卒	11年	(-)5年	(-)3年	(-)1年	(+)2年
中学卒	9年	中 学 卒	9年	(-)7年	(-)5年	(-)3年	

注

1-3 略

4 次に掲げる職員については、本表の当該学歴区分欄の学歴の修学年数及び調整年数に、次に定める年数を加えた年数をもって、本表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。

(1) 医大を卒業した後実地修練を経て医師の国家資格に合格した者にあつては、1年

(2) 略

5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について人事委員会が別段の定めをした職員については、人事委員会が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第3(第2条関係)

修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分		調 整 年 数							
基 準 学 歴	基 準 修 学 年 数	学 歴 区 分	修 学 年 数	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒		
大学卒	16年	博士課程修了	21年	(+)5年	(+)7年	(+)9年	(+)12年		
		修士課程修了	18年	(+)2年	(+)4年	(+)6年	(+)9年		
		旧大学院後期修了	22年	(+)6年	(+)8年	(+)10年	(+)13年		
		旧大学院前期修了	20年	(+)4年	(+)6年	(+)8年	(+)11年		
		旧大学院第1期修了	19年	(+)3年	(+)5年	(+)7年	(+)10年		
		新大6卒	18年	(+)2年	(+)4年	(+)6年	(+)9年		
		新大4卒	16年		(+)2年	(+)4年	(+)7年		
		旧大卒	17年	(+)1年	(+)3年	(+)5年	(+)8年		
		短大卒	14年	短大3卒	15年	(-)1年	(+)1年	(+)3年	(+)6年
				短大2卒	14年	(-)2年		(+)2年	(+)5年
旧専5卒	16年				(+)2年	(+)4年	(+)7年		
旧専4卒	15年			(-)1年	(+)1年	(+)3年	(+)6年		
旧専3卒	14年			(-)2年		(+)2年	(+)5年		
準専2卒	13年			(-)3年	(-)1年	(+)1年	(+)4年		
高校卒	12年	新高4卒	13年	(-)3年	(-)1年	(+)1年	(+)4年		
		新高3卒	12年	(-)4年	(-)2年		(+)3年		
		旧中5卒	11年	(-)5年	(-)3年	(-)1年	(+)2年		
中学卒	9年	旧中4卒	10年	(-)6年	(-)4年	(-)2年	(+)1年		
		新高1卒	10年	(-)6年	(-)4年	(-)2年	(+)1年		
		新高中卒	9年	(-)7年	(-)5年	(-)3年			
小学卒	6年	新高小卒	8年	(-)8年	(-)6年	(-)4年	(-)1年		
		小学卒	6年	(-)10年	(-)8年	(-)6年	(-)3年		

注

1-3 略

4 次に掲げる職員については、本表の当該学歴区分欄の学歴の修学年数及び調整年数に、次に定める年数を加えた年数をもって、本表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。

(1) 医大又は医専を卒業した後実地修練を経て医師の国家資格に合格した者にあつては、1年

(2) 略

5 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修学年数からその者の有する各学歴の正規の在学年数の和を減じ、その差が負となるときは、その差を修学年数及び調整年数に加えた年数を、その差が正となるときは、その差を修学年数及び調整年数から減じた年数をもって修学年数及び調整年数とする。

(1) 旧高等商船学校本科、旧商船学校、商船大学又は高等専門学校の卒業者(商船大学の卒業者にあつては同大学に昭和50年度以前に入学した者、高等専門学校の卒業者にあつては商船に関する学科を卒業した者に限る。)

(2) 旧師範学校、旧青年学校教員養成所又は旧実業学校教員養成所の卒業者

(3) 「高小卒」を入学資格とする2年制の課程又は「小学卒」を入学資格とする4年制の課程の旧高等女学校卒業の資格に基づいて、それより上級の学校を卒業した者

6 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修学年数及び調整年数に1年を加えた年数をもって本表の次に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

(1) 学校教育法による大学の2年制の専攻科の卒業者

(2) 学校教育法による3年制の短期大学(昼間課程2年制に相当する単位を3年間に取得する夜間課程を除く。)の専攻科の卒業者(学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

(3) 学校教育法による2年制の短期大学の2年制の専攻科の卒業者(学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

(4) 学校教育法による高等専門学校の2年制の専攻科の卒業者(学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

(5) 海員学校の専修科(「新高3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。) 司ちゅう・事務科又は専科の卒業者

(6) 海員学校高等科の卒業者

別表第3の15(第2条の4関係)

医療職給料表(1)級別資格基準表

職 種	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
	学歴免許									
医師及び 歯科医師	大学6卒		0	4	4	4	8	7	15	

別表第3の16(第2条の4関係)

医療職給料表(2)級別資格基準表

職 種	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	学歴免許															
略																
歯科衛生士	短大卒		0	2.5	2.5	5	8	3	11	5	16	4	20	3	23	
	高校専攻科卒		0	4	4	5	9	3	12	5	17	4	21	3	24	
略																

別表第3の17(第2条の4関係)

医療職給料表(3)級別資格基準表

職 種	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	学歴免許															
略																
准看護婦及び 准看護士	准看護婦養成所卒		0	7	7	7	14	2	16	3	19					

別表第4(第3条の2関係)

行政職給料表初任給基準表

学 歴 免 許	試 験 区 分	初 任 給
大 学 6 卒		2 級 5 号 給
略		

別表第8(第3条の2関係)

研究職給料表初任給基準表

学 歴 免 許	試 験 区 分	初 任 給
大学院博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)		1 級 17 号 給
略		
大学院修士課程修了 大 学 6 卒		1 級 11 号 給
略		

別表第9(第3条の2関係)

医療職給料表(1)初任給基準表

職 業	学 歴 免 許	初 任 給
医師及び歯科医師	大学院博士課程修了	1 級 10 号 給
	大 学 6 卒	1 級 5 号 給

別表第10(第3条の2関係)

医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	試 験 区 分	初 任 給
略			
歯 科 衛 生 士	略		
	高校専攻科卒		1 級 3 号 給
あん摩マッサージ指圧 師、はり師、きゅう師 及び柔道整復師	略		
	高 校 2 卒		1 級 2 号 給
そ の 他	大 学 6 卒		2 級 5 号 給
	略		

別表第11(第3条の2関係)

医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
略		
准看護婦及び准看護士	准看護婦養成所卒	1 級 2 号 給

別表第3の15(第2条の4関係)

医療職給料表(1)級別資格基準表

職 種	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
	学歴免許									
医師及び 歯科医師	新大6卒		0	4	4	4	8	7	15	
	医専5卒		0	7	7	4	11	7	18	

別表第3の16(第2条の4関係)

医療職給料表(2)級別資格基準表

職 種	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	学歴免許															
略																
歯科衛生士	短大卒		0	2.5	2.5	5	8	3	11	5	16	4	20	3	23	
	新高4卒		0	4	4	5	9	3	12	5	17	4	21	3	24	
略																

別表第3の17(第2条の4関係)

医療職給料表(3)級別資格基準表

職 種	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	学歴免許															
略																
准看護婦及び 准看護士	准看護婦養成所卒		0	7	7	7	14	2	16	3	19					

別表第4(第3条の2関係)

行政職給料表初任給基準表

学 歴 免 許	試 験 区 分	初 任 給
新 大 6 卒		2 級 5 号 給
略		

別表第8(第3条の2関係)

研究職給料表初任給基準表

学 歴 免 許	試 験 区 分	初 任 給
大学院博士課程修了 (新大6卒後の課程に限る。)		1 級 17 号 給
略		
大学院修士課程修了 新 大 6 卒		1 級 11 号 給
略		

別表第9(第3条の2関係)

医療職給料表(1)初任給基準表

職 業	学 歴 免 許	初 任 給
医師及び歯科医師	大学院博士課程修了	1 級 10 号 給
	新 大 6 卒	1 級 5 号 給

別表第10(第3条の2関係)

医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	試 験 区 分	初 任 給
略			
歯 科 衛 生 士	略		
	新高4卒		1 級 3 号 給
あん摩マッサージ指圧 師、はり師、きゅう師 及び柔道整復師	略		
	旧 中 5 卒		1 級 2 号 給
そ の 他	新 大 6 卒		2 級 5 号 給
	略		

別表第11(第3条の2関係)

医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
略		
准看護婦及び准看護士	准看護婦養成所卒	1 級 2 号 給

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号オの改正、別表第1の3の項(3)イの改正(同項(3)イを同項(3)アとする部分を除く。)、同表に備考を加える改正並びに別表第3の17及び別表第11の改正は、平成14年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第1に定める学歴免許等資格区分表に掲げる学歴免許等の資格(改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第1に定める学歴免許等資格区分表に掲げるものを除く。)を有する職員に対する昇格、昇給等の基準については、なお従前の例による。